令和８年１０月１４日
総 務 部 財 務 室

部 室 課 長 各 位

市 長

令和９年度予算編成について（通知）

芦屋市は、これまで住宅都市として発展してきた、市民力の高いまちである。人口減少・少子高齢化、生成ＡＩの進化、環境問題や激動の国際情勢、社会の分断への懸念など、私たちは時代の大きなうねりの中にある。今こそ私たちは、相互尊重と対話のもとで、「市民一人ひとりが自らの人生とまちを良くするために考え、みんなで行動する積み重ね」を支えなければならない。市民力を信じ、活かすことは、市民に最も近い市役所だからこそできることである。

令和９年度は、第５次総合計画後期基本計画と第３期創生総合戦略を本格的に推進し、新行財政改革基本計画を確実に実行する年である。「世界で一番住み続けたいまち」であるために、「子育て・教育」、「福祉・防災」、「みらいの都市づくり」を中心に据え、市民との対話を重ねながら、持続可能なまちづくりを一層推進する必要がある。

一方、人口減少・少子高齢化や公共施設の老朽化対策等の従来からの課題に加え、物価・労務費等の高騰など、激動の社会において、私たちが解決すべき課題は多い。人口減少の「緩和」を図るための施策を的確に実施するとともに、減少への「適応」として、縮小・廃止・統合を含めた事業の見直しを行い、市民サービスの維持・向上に留意しつつ、事業の再構築に努められたい。また、既存事業を継続実施する場合も、投資や費用に見合う効果を向上させるため、事業手法等を不断に見直されたい。事業の有効性や必要性を十分に精査し、優先順位付けを行うことで初めて、現在だけでなく未来を見据えた投資を進めることができる。その過程は、まちの将来を選び取ることに他ならないため、市民に対する過程の発信を意識されたい。

併せて、各事業の実施においては、総合計画に掲げた「学び」、「文化」、「協働」の３つの要素を積極的に取り入れるとともに、生成ＡＩ等の技術が急速に発展・普及している現状を踏まえ、これを積極的に活用したデジタルトランスフォーメーションをさらに推進し、持続可能な行財政運営の実現に努められたい。

各所管におかれては、職員一人ひとりが予算編成の主体であり、芦屋市を創り、動かす唯一無二のエンジンであることを自覚し、この基本方針及び下記事

項に基づき、令和９年度の予算を編成されたい。

記

１　予算総額の概要（一般会計）

現段階において、国県支出金を控除した令和９年度の一般会計歳入総額は３８４億円（財政基金取崩し４５億円を含む。）と見込んでおり、これを基本として予算編成を行うものとする。

なお、今後の編成期間内に状況の変化が生じた場合には、所要の修正を行う。

２　一般的事項

(1)　歳入

ア　財源の確実な計上

市税をはじめとする歳入については、過去の決算実績や直近の動向等を分析し、確実かつ適正に予算計上すること。

イ　徴収対策の強化

徴収率の向上を図るとともに、現有債権の保全及び換価に取り組み、徴収計画書に定める年次目標の達成に努めること。

ウ　多様な手法による歳入確保

企業版ふるさと納税やネーミングライツをはじめ、先進事例の研究を重ね、多様な手法による新たな歳入の確保について、積極的に検討すること。

エ　寄附金

ふるさと寄附金については、使途となる事業の魅力を高めることで寄附者の共感を得るとともに、寄附者との継続的なつながりを構築・維持するための方策を検討すること。

オ　国・県支出金の確保及び適正な管理

国・県支出金については、制度の最新動向を把握し、活用可能な財源の確保に努めるとともに、過不足なく予算に計上すること。

補助金等が廃止又は減額された事業については、市単独経費の増加は原則認めないため、当該事業の必要性及び市の財源負担に関する具体的な考え方を整理すること。

カ　基金の計画的な管理及び活用

基金については、その設置目的に即して、積立て又は取崩しを計画的に行うこと。また、財政課と事前に協議した上で、活用可能な基金を適切に充当すること。

(2)　歳出

ア　予算編成の基本原則

実施計画の採択事業であっても、予算措置が担保されるものではないことに留意し、補助事業経費を含むすべての事業について、その必要性、

有効性、優先度及び費用対効果を十分に検証した上で予算要求を行うこと。

イ　事業最適化の推進

社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、市民サービスの維持・向上に留意した上で、役割を終えた事業や費用対効果が低い事業については、縮小・廃止を含めて見直すこと。既存事業を継続する場合であっても、部室課を横断した事業の統廃合、各種計画の統合、事業手法の合理化・効率化等、不断の見直しを行うこと。

公共施設等については、施設総量の適正化を図るとともに、存続する施設の機能、充実度及び利便性の向上という視点を持って、新設・改修等の必要性及び事業内容を精査すること。

また、特別会計及び企業会計については独立採算を基本とし、各会計における経営改善を一層進めること。一般会計からの基準外繰出しについては、特殊要因が認められる場合を除き行わないこと。

ウ　市民、議会等からの指摘・要望への対応

市民、議会等から指摘又は要望された事項については、その趣旨や必要性を十分に検証し、既存事業との関係、優先度及び費用対効果を踏まえて事業内容を精査すること。

エ　持続可能性に配慮した事業設計

事業の構築に当たっては、ゼロカーボンシティの実現に向けた長期的な視点を持ち、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用等、環境負荷の低減に配慮すること。また、施設整備その他の将来にわたって財政負担が生じる事業については、初期費用だけでなく、維持管理、運営、更新及び廃止に要する費用を含む事業期間全体の経費を見通し、その低減に配慮した上で事業化すること。

オ　多様な主体との連携及び実施手法の最適化

事業の構築にあたっては、産官学との包括連携協定等を活用し、民間事業者や大学、関係団体等の知見・資源を生かすとともに、生成 AI をはじめとするデジタル技術の活用により業務の内製化と効率化を進め、安易な業務委託は行わないこと。特に、会議録等の資料作成の効率化やペーパーレス化を推進することで、筆耕翻訳料や印刷費等の削減を図ること。なお、外部委託を行う場合については、専門的な知見の必要性、内製化の可否、費用対効果等を十分に検証し、その必要性を明確にすること。

カ　事業実施体制及び業務量の適正化

事務事業及び執行方法を不断に見直し、業務量に応じた適正かつ効率的な実施体制を構築すること。人員配置及び人件費については、事業計画、業務量、執行方法等を十分に精査し、必要最小限のものとすること。また、人件費については、給与決定原則に基づき、民間企業、国、類似

団体、近隣市等との均衡を考慮し、給与水準、制度について検討を行うこと。

キ　予算額及び積算根拠の適正化

予算額の見積りに当たっては、決算額、執行状況、不用額及び事業量の推移等を十分に点検し、真に必要な金額を適切に見積もること。見積りが可能な経費については見積書を徴取するなど、客観的で明確な積算根拠を整えること。物価・労務費等の変動については、最新の状況を適切に反映する一方、過大な見積りとならないよう留意すること。

補助金については、単に従来の取扱いを継続するのではなく、補助対象となる活動の内容、社会的役割、財務状況、補助の効果等を把握し、補助の必要性、金額及び対象の適格性を検証した上で予算化すること。団体補助については、原則として事業費補助への転換を検討し、なお団体補助が適当である場合は、別に定める取扱方針によること。

ク　複数年度にわたる事業の取扱い

複数年度にわたって実施する事業については、事業期間、年度ごとの事業量及び財政負担を明確にした上で、債務負担行為又は継続費を適切に設定すること。また、公共工事については、施工時期の平準化及び適切な工期の確保の観点から、必要に応じて工期が 1 年未満の工事にも債務負担行為を活用し、柔軟な工期設定に努めること。

3　各所管部室課に対する配分予算（包括的予算配分）

「投資・臨時的経費」、「経常単独事業経費」及び「補助事業経費」については、各所管部室課長の責任のもと、限られた財源を有効に活用するため事業の優先順位等の徹底的な検討を行うこととし、以下のとおりに配分された枠内予算編成を実施する。

【配分予算額及び留意事項】別紙のとおり

なお、徹底的な見直しを行った結果、他の政策（経費）区分（義務的経費）からの組み替え及び新たな歳入の確保等、現時点で捕捉できなかった財源が確保できる場合には別途協議する。

4　各政策（経費）区分における個別的事項

(1)　義務的経費は一件審査とする。

義務的経費の増大は市全体の財政状況の硬直化を招くものであるから、以下の点に留意して抑制に努めること。

ア　「義務的経費」は、人件費、旅費（特別旅費を除く。）、公債費、扶助費（国・県補助対象事業経費のみ）、施設の維持管理経費、法令で義務付けられた経費（条例に基づく市単独事業は除く。）、基準内繰出金、債務

負担行為の年度支出分、継続費の年割分、契約済みの支出確定分等とする。

イ　人件費については、報酬、給料、職員手当、共済費とする。

ウ　扶助費については、国・県補助対象事業とし、市単独事業（いわゆる上乗せ、横出し分を含む。）については、下記の「投資・臨時的経費」もしくは「経常単独事業経費」とすること。

エ　債務負担行為に係る経費及び継続費については、令和９年度執行分を計上すること。

オ　執行予定額が確定するものを除き、原則として前年度予算額を超えない範囲とするが、前年度決算額において予算額との乖離が生じているものについては適正な金額で見積もること。

(2)　補助事業経費は、配分された予算の枠内において、自己決定する。

国・県補助金の確保に関しては、機会あるごとに本市の実態に基づき要望を行うとともに、今後の動向を的確かつ、速やかに把握すること。なお、補助金廃止、縮減に伴う市単独経費の増加については、原則認めない。

また、本市独自の上乗せ・横出し分については「投資・臨時的経費」又は「経常単独事業経費」とし、その必要性について十分に精査し、配分された予算額の中で調整を行うこと。

(3)　政策的経費はトップヒアリングにより決定する。

新規事業については、原則として、レビュー対象事業として実施計画の採択を受けた事業のみ要求を認める。ただし、予算総枠には限度があるため、事業の内容、実施手法、費用対効果等を精査すること。

特に、継続事業については、政策的経費としての取扱いが初年度から３か年の期限付きであることを認識し、将来計画を見据えて事業の見直しを行うこと。なお、政策的経費の要求については、レビュー対象事業等のうち別途通知する事業のみとする。

(4)　投資･臨時的経費及び経常単独事業経費は配分された予算の枠内において、自己決定する。

政策的経費以外の投資・臨時的経費及び経常単独事業経費については、各事業の有効性や必要性に精査を加え、その優先順位付けや見直しを徹底し、配分枠内で要求すること。その際は、投資的事業を単に先送りすることで経費を配分枠内に収める手法は持続可能なものとは言えないため、必要な財源は、経常単独事業経費の見直しによるものも含めて確保すること。

なお、各部室課に配分された予算の枠内において、各事業の優先順位を決定する限りにおいては財政課との協議を要しない。

ただし、配分された予算といえども、経費の積算においては決算額等を精査し乖離が生じないよう、その根拠を適切に見積もることとし、査定時に不明確、不要と認められる経費については、配分枠内であっても減額することがあるので留意すること。

5　補正予算

年度途中での補正は、国・県による財源の追加のほか、行政需要の明らかな追加及び更正に関するもの以外は認められないので、当初予算に見込めるものは漏れなく計上すること。

6　特記事項

(1)　予算の調整

国の令和９年度地方財政計画の詳細が明らかになった段階又はその他国の動向等により、再度の予算調整を行う場合がある。

また、県の公債費負担適正化計画等に伴う影響については、早期の情報収集に努めること。仮に県補助等の見直しが生じる場合にあっては、市単独経費の増加は原則認めないため、当該事業の必要性及び市の財源負担に関する具体的な考え方を整理すること。

(2)　要求要領

要求要領及び節別要求基準については、令和８年１０月８日付け「予算要求基準」を参考のこと。

(3)　実施計画の不採択事業について

実施計画における不採択事業については、予算化を認めない。

7　予算要求期限

令和８年１０月２８日（水）　※ 期限厳守

※ 別紙【配分予算額及び留意事項】

1　一般会計の各部室課に対する包括的予算配分額

（単位：千円）

	枠 配 分 額	投資・臨時的経費の一般財源等額	経常単独経費の一般財源等額	補助事業経費の一般財源等額
企画部	388,936	77,899	306,262	4,775
総務部	159,748	20,568	139,180	0
市民生活部	456,573	89,600	361,022	5,951
こども福祉部	1,938,324	115,250	1,542,442	280,632
都市政策部	1,435,697	578,798	790,141	66,758
消防本部	172,544	119,390	53,154	0
教育委員会	632,475	92,774	513,836	25,865
各種委員会・会計課	別途審査	－	－	－
人件費	別途審査	－	－	－
計	5,184,297	1,094,279	3,706,037	383,981

＊企画部、総務部、こども福祉部、都市政策部、教育委員会における、担当部（室）長ごとの配分額は定めていないが、参考として算出した額を示すと以下のとおりである。

（単位：千円）

		枠 配 分 額	投資・臨時的経費の一般財源等額	経常単独経費の一般財源等額	補助事業経費の一般財源等額
企画部	企画部長	232,822	39,704	193,118	0
	国際文化推進担当部長	156,114	38,195	113,144	4,775
総務部	総務部長（総務室）	64,581	5,151	59,430	0
	総務部長（財務室）	95,167	15,417	79,750	0
こども福祉部	こども福祉部長	1,206,122	57,652	920,766	227,704
	こども家庭担当部長	732,202	57,598	621,676	52,928
都市政策部	都市政策部長	34,063	12,637	20,022	1,404
	都市基盤担当部長	1,401,634	566,161	770,119	65,354
教育委員会	教育部長（教育統括室）	194,763	63,221	123,827	7,715
	学校教育担当部長	437,712	29,553	390,009	18,150

2　包括的予算配分の基本的な考え方

① 過去からの財政構造（所管別予算構造）及び令和９年度における特殊要因分を増減し、各部室課に対する基本配分額を算定した。
② 「政策的経費」、人件費及び公債費は別算定とする。
③ 特別会計については、ルール分（基準内繰出し）を確保した上で、別途協議とする。

3　編成日程（予算要求期間）

令和８年１０月８日（木）から１０月２８日（水）まで

４　特記事項

(1)　包括的予算配分の範囲内で予算編成及び要求を行えない場合

ア　「義務的経費」を含めた一件審査を行い、配分額を下回る査定とし、配分額は保障しない。

イ　所管する新規事業は、原則、実施時期を凍結する。

ウ　ただし、義務的経費の適正化等、枠配分経費対象外における徹底した費用圧縮により財源を確保可能な場合（制度変更による減少等は除く）は、協議に応じることから、予算要求期間内に財政課に相談すること。

(2)　その他

ア　現段階において、「義務的経費」又は「補助事業経費」として計上されている経費であって、義務付けの廃止等により経費区分が変更になる場合や、１０月下旬～１１月中旬に予定している予算ヒアリングまでに経費区分間の調整ができる場合にあっては、「投資・臨時的経費」又は「経常単独事業経費」と併せて各部室課において編成することを認めるが、政策（経費）区分を変更する場合にあっては、財政課との事前協議を行った上で、再度の枠配分を受けること。

イ　各種委員会及び会計課については、予算規模に鑑みて別途査定する。

ウ　国の政策等による変化に応じて迅速な対応が求められる場合等は、事業の凍結や予算調整を行う場合がある。

以　上